

お知らせ

建設工事の入札参加者の皆様へ

所沢市公共工事現場代理人の常駐規定の緩和及び兼務について

所沢市では、所沢市建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第10条に基づく現場代理人について、常駐規定を緩和します。

緩和内容は下記の通り、「現場代理人の常駐」「現場代理人の常駐を緩和する工事」「現場代理人の兼務ができる工事」となっています。

具体的な事案については、工事担当課等にお問い合わせください。

1 現場代理人の常駐について

・常駐を要しない期間（全ての工事を対象）

実質的に現場が稼働していない次の期間においては、現場代理人は現場への常駐を要しないものとします。

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

工事完成後、事務手続等が残っている期間

工事を全面的に一時中断している期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

常駐を要しない期間の明示（全ての工事を対象）

「常駐を要しない期間」については、契約締結後、設計図書又は打合せ記録等の書面により、具体的な期間を明示します。

また、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示します。

2 現場代理人の常駐を緩和する工事等について（要件を満たした工事を対象）

次のいずれかに該当する工事等については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができます。

主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法第26条第3項に該当しない工事）

主任技術者を専任で配置しなければならない工事（建設業法第26条第3項に該当する工事）であるが、「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」により主任技術者の兼務が認められた工事

3 現場代理人等が兼務ができる期間及び工事について

以下の又はにおいて条件を満たす全ての工事について、1人の者が2つまで現場代理人を兼務することができます。ただし、発注者が安全管理上兼務を認められないと判断した場合、連絡体制の不備等に支障があると認められた場合、又は当該工事が低入札価格調査の対象となった場合は、兼務が認められないのでご注意ください。

常駐を要しない期間（全ての工事を対象） 上記1 現場代理人の常駐について参照

兼務できる工事等について

主任技術者を専任で配置する必要のない工事

ア 所沢市（上下水道局、市民医療センター含む）国又は地方公共団体の発注工事であること。

ただし、国又は地方公共団体の発注工事については、当該工事の発注者が兼務を認めた場合に限る。

イ 発注時点において現場代理人の兼務が認められている工事、又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により兼務が認められた工事

ウ 兼務する両工事が所沢市内において行われること。

主任技術者を専任で配置しなければならない工事

ア 所沢市（上下水道局、市民医療センター含む）国又は地方公共団体の発注工事であること。

ただし、国又は地方公共団体の発注工事については、当該工事の発注者が兼務を認めた場合に限る。

イ 発注時点において現場代理人の兼務が認められている工事、又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により兼務が認められた工事

ウ 兼務する両工事が所沢市内において行われること。

エ 同一の主任技術者が兼務している工事

一方の工事は、 に該当し、他方の工事については に該当する2つの工事

兼務することができる工事の確認方法

「兼務を認める工事」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載しますが、「兼務を認める工事」の適用が明示されていない工事については、「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」を用いて、工事担当課に照会してください。

兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を行う場合は、「現場代理人の兼務届」を2部作成し、それぞれの工事を所管する工事担当課に提出してください。この場合、必ず兼務可能であることが確認できる書類（入札公告、指名通知書又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等）を添付してください。